

川西市国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 35 号

川西市国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則

川西市国民健康保険税減免規則（平成7年川西市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前				改正後			
(国民健康保険税の減免の範囲及び割合)				(国民健康保険税の減免の範囲及び割合)			
第2条 条例第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免は、次の表に定める範囲及び割合とする。				第2条 条例第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免は、次の表に定める範囲及び割合とする。			
減免事由	減免を受ける者	減免する税額	減免の割合	減免事由	減免を受ける者	減免する税額	減免の割合
災害	(1)～(4) (略)			災害	(1)～(4) (略)		
等世帯	(5) 災害により世帯主又はその世帯に属す	同上	9/10	等世帯	(5) 災害により世帯主又はその世帯に属す	同上	9/10

	る被保険者が 障害者（地方 税法（昭和2 5年法律第2 26号）第2 92条第1項 第9号に規定 する障害者を いう。）と なった世帯	
--	--	--

(略)

所得 の減 少世 帯 (給 与所 得者 の退 職に よる もの)	(略)
--	-----

備考 (略)

(条例第26条第1項第4号に該当する被保険者に係る減免)

第4条 条例第26条第1項第4号に該当する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）に係る減免は、次に定めるとおりとする。

	る被保険者が 障害者（地方 税法（昭和2 5年法律第2 26号）第2 92条第1項 第10号に規 定する障害者 をいう。）と なった世帯	
--	---	--

(略)

所得 の減 少世 帯 (給 与所 得者 の退 職に よる もの)	(略)
--	-----

備考 (略)

(条例第26条第1項第4号に該当する被保険者に係る減免)

第4条 条例第26条第1項第4号に該当する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）に係る減免は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被保険者均等割額を2で除して得た額から条例第23条第3号に規定する減免額を控除して得た額を減額する。ただし、条例第23条第1号及び第2号の規定に基づき減額された世帯は、除くものとする。

(3) 旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免する。ただし、条例第23条第1号及び第2号の規定に基づき減額された世帯並びに特定世帯（条例第5条の2第1号に規定する特定世帯をいう。以下同じ。）は、除くものとする。

ア 条例第23条各号のいずれにも該当しない世帯（特定継続世帯（条例第5条の2第1号に規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。）を除く。）条例第5条の2第1号に掲げる額に2分の1を乗じて得た額及び条例第7条の2第1号に掲げる額

(1) (略)

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被保険者均等割額及び当該18歳以上被保険者均等割額を2で除して得た額からそれぞれ条例第23条第1項第3号に規定する減免額を控除して得た額を減額する。ただし、同項第1号及び第2号の規定に基づき減額された世帯は、除くものとする。

(3) 旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、次のアからエまでに掲げる額を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免する。ただし、条例第23条第1項第1号及び第2号の規定に基づき減額された世帯並びに特定世帯（条例第5条の2第1号に規定する特定世帯をいう。以下同じ。）は、除くものとする。

ア 条例第23条第1項各号のいずれにも該当しない世帯（特定継続世帯（条例第5条の2第1号に規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。）を除く。）条例第5条の2第1号に掲げる額に2分の1を乗じて得た額、条例第7条の2第1号に掲げる額

に2分の1を乗じて得た額

イ 条例第23条第3号に該当する世帯（特定継続世帯を除く。） 条例第5条の2第1号に掲げる額に10分の3を乗じて得た額及び条例第7条の2第1号に掲げる額に10分の3を乗じて得た額

ウ 条例第23条各号のいずれにも該当しない特定継続世帯 条例第5条の2第1号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額及び条例第7条の2第1号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額

エ 条例第23条第3号に該当する特定継続世帯 条例第5条の2第1号に掲げる額に10分の1を乗じて得た額及び条例第7条の2第1号に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

額に2分の1を乗じて得た額及び条例第9条の6第1号に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

イ 条例第23条第1項第3号に該当する世帯（特定継続世帯を除く。） 条例第5条の2第1号に掲げる額に10分の3を乗じて得た額、条例第7条の2第1号に掲げる額に10分の3を乗じて得た額及び条例第9条の6第1号に掲げる額に10分の3を乗じて得た額

ウ 条例第23条第1項各号のいずれにも該当しない特定継続世帯 条例第5条の2第1号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額、条例第7条の2第1号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額及び条例第9条の6第1号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額

エ 条例第23条第1項第3号に該当する特定継続世帯 条例第5条の2第1号に掲げる額に10分の1を乗じて得た額、条例第7条の2第1号に掲げる額に10分の1を乗じて得た額及び条例第9条の6第1号に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

この規則は、令和8年4月1日から施行する。